

資料 3

出生・死亡届等の戸籍法上の届出を
外国人台帳へ反映することについて

出生・死亡届等の戸籍法上の届出を外国人台帳へ反映することについて①

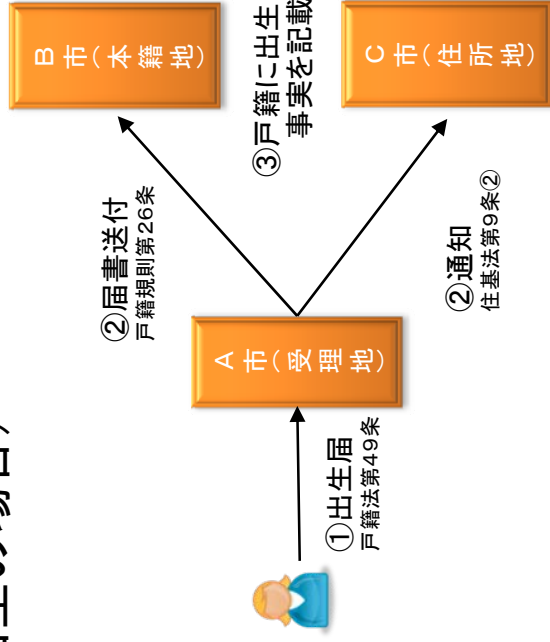
1. 戸籍法の趣旨等

- 戸籍法の趣旨
人の親族的身分関係を登録・公証することを目的とした制度である。
- 対象者
属地的効力により、外国人についても、日本国内に居住する限り戸籍法上の届出は適用される。
- 罰則など制度的担保
日本国内で発生した出生、死亡等の報告的届出をそれぞれの手続の定める期間内にしなかったときは、5万円以下の過料が処せられる。

2. 戸籍法上の届出の内容に係る住民基本台帳への反映

- 連携の趣旨
 - ・ 住民の届出義務の軽減
 - ・ 住民票の記載内容の正確性の確保
- 住民基本台帳に反映される手続
 - I 記載
(例) 出生した者について出生届
→住所地において、その者に係る住民票を新たに記載
 - II 消除
(例) 死亡した者について死亡届
→住所地において、その者に係る住民票を消除
 - III 続柄の変更
(例) 婚姻した者について婚姻届
→住所地において、その者に係る住民票の記載事項のうち、続柄を修正(同居人→妻 など)
(婚姻に伴い新たな市町村へ転入する場合は、別途転出届・転入の届出を必要あり)

I～Ⅲにおける手続のイメージ (例:出生の場合)



出生・死亡届等の戸籍法上の届出を外国人台帳へ反映することについて②

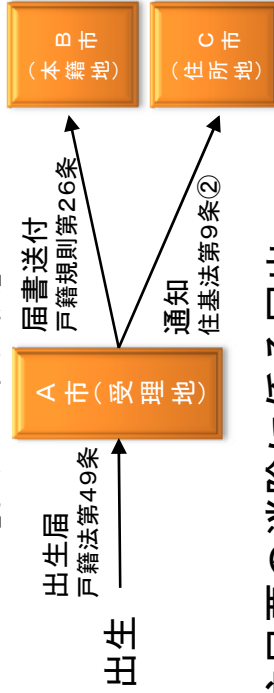
3. 戸籍法上の届出の内容に係る外国人台帳への反映

1 外国人住民票の記載に係る届出

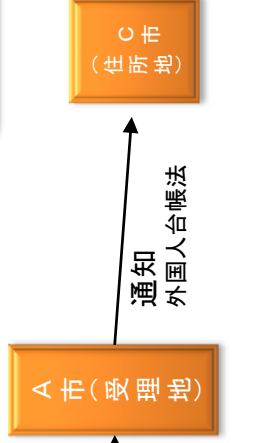
届出	内容	戸籍法上の義務付け
出生届	父、母、同居者、医師等が、14日以内に出生地又は所在地の市町村へ届け出なければならない。	有(外国人含)

(1 情報の流れ)

【住民基本台帳】



【外国人台帳】



戸籍法上の届出内容を外国人台帳に反映することで、台帳制度上の届出が不要となり、届出者の負担が軽減

2 外国人住民票の削除に係る届出

届出	内容	戸籍法上の義務付け
死亡届	同居の親族、同居者、家主、親族等が、死亡の事実を知った日から7日以内に死亡地又は所在地の市町村へ届け出なければならない。	有(外国人含)
失踪宣告届	失踪宣告を申し立てた者が、10日以内に所在地の市町村へ届け出なければならない。	有(外国人含)
帰化届	帰化した者が、告示の日から1月以内に所在地へ届け出なければならない。	有(外国人含)

戸籍法上の届出内容を外国人台帳に反映することで、台帳制度上の届出が不要となり、届出者の負担が軽減

3 外国人住民票の記載の修正に係る届出 (2 情報の流れ)・・・1と同様

届出	内容	戸籍法上の義務付け
婚姻届	婚姻しようとする者(夫又は妻)が、所在地へ届け出る。	無(外国人含)
養子縁組届	養親及び養子又は代諾権者が、所在地へ届け出る。	無(外国人含)
転籍届	転籍する者が、新本籍を転籍地へ届け出る。	無

戸籍法上の届出内容を外国人台帳に反映することで、台帳制度上の届出が不要となり、届出者の負担が軽減

日本人のみ対象となる手続であり、外国人台帳の記載事項に影響のない届出については、連携しない